

岡部恒司 仙台市議会報告 臨時発行

仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議レポート

■発行人／岡部恒司 〒981-0933 仙台市青葉区柏木2-4-16-501
 ■ご意見ご要望は／電話022-271-1770 <http://okabekoji-sendai.jimusho.jp>

仙台市では、昨年かの新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、「仙台市新型コロナウイルス感染症対策会議」を随時開催しております。昨年4月8日の第1回会議に始まり、令和3年5月8日の会議で第15回目を数えました。

今回のレポートは、5月8日に行われた「第15回仙台市新型コロナウイルス対策会議」で報告された感染状況や本市の取組み、独自上乗せ支給される協力金の概要、イベント等のガイドラインの一部を抜粋してご報告いたします。

仙台市議会議員 岡部 恒司

今週の仙台市感染状況のまとめ①（令和3年5月7日）

- 仙台市では、4月26日から5月2日に判明した陽性者数を先週と比較すると**133名から106名**に減少していますが、期間中の感染経路不明の割合は**65%**となっており、国の指標のステージⅣ 50%を超えています。
- 人口10万人あたりの陽性者数は5月2日時点で**9.74人**となっています。
- 仙台医療圏の病床使用率は**約8割**（76%）、重症者病床使用率は**約5割**（54%）となっておりひっ迫した状況が続いています。（表2）
- **N501Yの変異がある変異株**（スクリーニング検査）の陽性率は、**5.6%**（5月5日判明分まで）となっています。**N501Yの変異がある変異株は感染力が強く、国立感染症研究所の分析では、従来と比べ実効再生産数^{※1}が1.32倍とされており海外では1.9倍になるとの報告もあります。**※2（参考1.2）

※1「実効再生産数」：1人が何人に感染を広げるかを示す数値

※2（第43回）東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング会議資料（令和3年4月28日）資料より

今週の仙台市感染状況のまとめ②（令和3年5月7日）

- 新規陽性者数の7日間移動平均値は5月2日時点で **15.1人**となっています。
- 20代から50代の働き盛りの年代の方が**7割以上**（70.8%）を占めています。（図2、図3）
- クラスターの発生は **1件**で、専門サービス業で確認されています。毎週様々な業種・業態からクラスターが発生しています。
また、複数の陽性者が確認された業種・業態の公表は、**4件**でした。（表3、表4）

仙台市感染制御地域支援チームと仙台市が、共同で発生状況の分析を行っています。



「まん延防止等重点措置を実施すべき期間」は
令和3年5月5日から**5月11日**までに延長されています。
（詳しくは次のページへ）



**まん延防止等重点措置による要請内容
県民への要請(県内全域)**

※仙台市ホームページより

- 不要不急の外出や移動を自粛すること
- 県外との不要不急の往来は自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、慎重に判断すること
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと
- 歓送迎会・新歓コンパ・飲食を伴う謝恩会や花見などの開催を自粛すること
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店の利用を自粛すること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食を自粛すること・会食の際のマスク着用を徹底すること、飲食を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策へ積極的に協力すること

仙台市感染制御地域支援チームからのコメント

～感染の急拡大を止めるために市民の皆様にご協力いただきたいこと①～

- 気温も暖かくなり、屋外などに出かける機会も増える季節となりました。
屋外であっても**集団での飲食**など、人と人の距離が近くなる行動は控えましょう！ 
- 市民1人1人が日常生活の中で、改めて、「**マスクの着用**」や「**手洗い**」を徹底するとともに、「**3密**」を避けてください。
空調や換気扇による**換気**や、それが設置されていない場合は**定期的な窓開け**をするなどの対策をお願いします。 
- 家庭内での感染が多数確認されていますので、同居の方やご家族に知っていただきたいことをまとめている「**新型コロナウイルス感染症感染予防ハンドブック(自宅療養をする方へ)**」をご覧ください。

仙台市感染制御地域支援チームからのコメント

～感染の急拡大を止めるために市民の皆様にご協力いただきたいこと②～

- 不要・不急の外出・移動を控え**、人との接触を避けるようにしてください。
- 少人数の場合でも**、会話の際には必ずマスクを着用したり、**マスクを外している食事の間は会話を控え**てください。
(例えば、休憩時間、昼食時、喫煙時など)
- 会食、飲み会、集まっのカラオケ、イベントなど、**今行くべきなのか立ち止まって考えて**ください。

病床がひっ迫しています。今くい止めなければ、適切な医療提供が困難になります。

皆様の行動、感染対策にかかっています！



当面の本市の取り組みについて

国による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の解除、これに伴う宮城県によるリバウンド防止対策を受け、本市において以下の取り組みを実施。

1、市民、事業者への周知、呼び掛けの強化

- 県・市独自の緊急事態宣言○リバウンド防止徹底期間について市民への周知を強化・継続
- 外出・移動の際の「三密」○「5つの場面」等の回避や、マスク着用○手指衛生等の基本的な感染対策の徹底、県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来の延期・自粛を呼び掛け
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や時短要請に応じない飲食店等の利用を控えることの周知
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食・行事の自粛及び会話の際のマスク着用などの基本的な感染予防対策の徹底を呼び掛け
- 飲食店等事業者に向け感染拡大予防ガイドラインを踏まえた取組の徹底を呼び掛け
- 飲食を主として業としている店舗に対する、カラオケ設備の利用自粛要請に係る周知
- 大規模集客施設における、入場整理の徹底の働きかけ
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起

2、営業時間短縮要請、協力金の支給など

- 5月12日以降の第6期要請分の対象施設、要請内容、協力金等についての周知の徹底
- 第4期、第5期、第5期延長要請分の協力金の円滑な支給
- 協力金問い合わせ専用ダイヤル、申請書作成支援窓口等を通じた丁寧な対応

3、PCR検査等の充実

- 入所型の高齢者施設等の職員を対象にした検査
- 感染再拡大の端緒をとらえて早期対応につなげるため、感染の拡大を早期に探知できると考えられる場所でモニタリング調査

4、市の事業及び施設等の取り扱いに係るガイドラインの見直し

- まん延防止等重点措置の解除に伴い、事業、施設を再開するにあたり、リバウンド防止に向けた感染防止対策の徹底

5、県が新設する感染対策の認証制度への協力

- 飲食店における感染防止対策の徹底強化を図るための第三者認証による認証制度について、制度周知等必要な協力を実施

感染拡大防止協力金（第6期）への本市独自の上乗せ支給の実施

まん延防止等重点措置が5月11日をもって解除されることにより、5月12日以降に行う営業時間短縮の協力要請に係る感染症拡大防止協力金（第6期）の支給額が引き下げられることから、事業者からの継続的な協力を得るため、引き下げられた相当分を本市が上乗せして支給する。

※上乗せは中小事業者に限る。

【国基準による支給額】

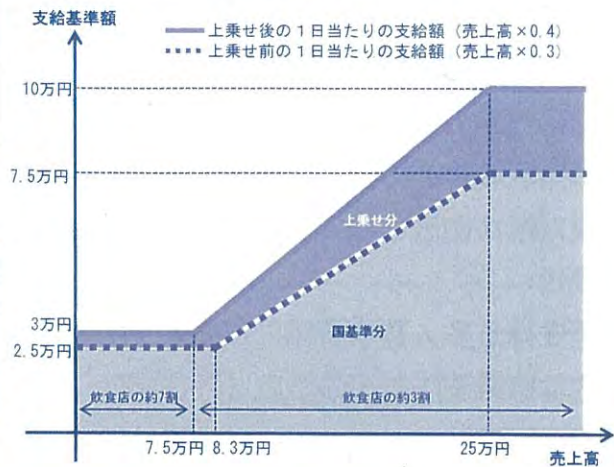
○売上高方式の場合：売上高×0.3/日
 下限 2.5万円 上限 7.5万円
 ⇒協力金支給額：50～150万円（20日分）



【市独自上乗せ後の支給額】

○売上高方式の場合：売上高×0.4/日
 下限 3万円 上限 10万円
 ⇒協力金支給額：60～200万円（20日分）

売上高方式による支給額イメージ



新型コロナウイルス感染症に伴う施設等に係るガイドライン

<催物開催の目安>

時期	イベントの種類	収容率※ア	人数上限※ア
令和3年 5月12日以降	A 大声での歓声、声援等 が想定されないもの	100%以内 (収容定員がない場合は、 密が発生しない程度の間隔)	5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
	B 大声での歓声、声援等 が想定されるもの	50%以内※イ (収容定員がない場合は、 十分な間隔(1m))	

※ア 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※イ 異なるグループ間では座席を1席設け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくてもよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

<地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等>

イベントの性質	収容率等について
展示会・地域の行事等 (入場や区域内の適切な行動確保が可能、 名簿等で参加者の把握が可能)	上記A、Bに準拠
全国的・広域的なお祭り・野外フェス等 (入場や区域内の適切な行動確保が困難、 名簿等で参加者を把握困難)	十分な人と人との間隔(1m)を設ける。 間隔の維持が困難な場合には、開催について慎重に 判断する。

皆様の声をお聞かせください。ご協力よろしくお願いたします。

仙台市議会議員 **岡部恒司**

〒981-0933 仙台市青葉区柏木 2-4-16-501
 TEL022-271-1770 FAX022-271-1786



岡部 恒司ホームページ <http://okabekoji-sendai.jimusho.jp>

岡部 恒司

検索